

行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する条例

令和4年4月1日

条例第18号

改正 令和7年11月12日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条例において「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、行田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年行田市条例第3号。附則第2項において「行田市条例」という。）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、行田市又は羽生市に勤務していた職員であって、引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員のうち、行田市条例又は羽生市職員の育児休業等に関する条例（平成4年羽生市条例第4号）の規定により育児休業又は部分休業を承認された職員については、この条例の規定により承認されたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。